岡山県立岡山聾学校　いじめ防止基本方針

令和７年4月　改定

いじめに関する現状と課題

・「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に従い、４月現在、本校が昨年度の状況として把握しているいじめ認知件数は８件であった。基本方針に沿った定例のいじめ防止対策委員会を開いたり、臨時に委員会を開催したりして、幼児児童生徒の実態に合わせた指導を行い、対応した。
・いじめに限らず、本校における人間関係のトラブルは、聞こえの障害や他の併せ有する障害によって意思疎通がスムーズに行えなかったことに起因することが多い。また、小学部の一部の児童、中学部、高等部のスマートフォンを所持している多くの生徒がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用している。毎年度、学校生活アンケートやインターネット利用実態調査等を行い、いじめの未然防止や早期発見に取り組んでいるが、スマートフォン等の適切な使用の仕方を含め、家庭との十分な意思疎通を図るとともに、幼児児童生徒の実態に合わせた指導を継続していく必要がある。

いじめ問題への対策に関する基本的な考え方

・いじめとは＜いじめ防止対策推進法＞
　児童等（本校では幼児児童生徒）に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
・いじめの重大事態とは＜いじめ防止対策推進法＞
　ア）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。
　イ）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。

・本校には幼稚部、小学部、中学部、高等部、寄宿舎があり、各部舎が連携しながら学校全体として取組を推進している。いじめ防止対策委員会は、構成メンバー以外にも必要な職員が参画し、包括的な方針を定め、人間関係を多角的に把握したり、いじめが疑われる場合でも開いたりすることで、いじめの未然防止、早期発見に努める。また、学校生活アンケート等、児童生徒への実態調査を行い、結果を分析するととともに、各部舎間の情報交換を密にして、いじめ根絶の推進を図る。

＜重点となる取組＞
・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深めるために、研修や情報提供を行い、教職員のいじめ認知能力や対応能力の向上を図る。
・幼児児童生徒のSNSやインターネットの利用実態を踏まえ、個に応じた情報モラルに関する授業や講演を計画的に実施する。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞
・インターネット上のいじめ問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のため、関係資料を配付したり、外部講師に指導をいただいたりする。

・HPや通信「れんけい」にいじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学校

いじめ防止対策委員会

＜委員会の役割＞
・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめ事案への対応。

＜委員会の開催時期＞
・年２回程度（問題発生時にはその都度）

＜委員会の内容の伝達＞
・委員会開催後、職員会議等で全職員に周知。緊急の場合は朝礼等で知らせる。

＜構成メンバー＞
校長、副校長、各部教頭・部主事、主幹教諭、各部生徒指導主事、寮務主任、寄宿舎指導主任、該当部舎人権教育生徒指導係、養護教諭、外部委員(SSW等)等

全教職員

関係機関等との連携

＜連携機関等＞
・県教育委員会
・児童相談所、子ども相談所
・岡山県警
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・STANDBY（匿名相談アプリ）
　ポールトゥウィン株式会社
　（連携の内容）
　・教育相談対応、情報共有
　・本人、保護者支援のための専門スタッフの派遣

（学校側の窓口）
・指導課担当教頭

学校が実施する取組

①いじめの防止

【人権教育・道徳教育の充実】
○幼児児童生徒の実態に合わせて題材や資料等の内容を工夫しながら、人権教育を計画的に行い、人権意識を高め、お互いを尊重し、思いやり、生命を大切にする態度を育成する。
○いじめをしない、許さないという道徳心を育てることを大切にする。

【体験教育の充実】
○交流及び共同学習、職場体験、職場実習、実務実習等を通して豊かな人間関係づくりの基盤となるコミュニケーション能力や社会性を育てる。

【情報モラル教育の推進】
○教科や特別活動、自立活動等の時間に、スマートフォン等ICT機器の正しい使い方やネット上のコミュニケーションの在り方についての指導を行う。
○メディア教育係との連携、外部講師の活用をしながら、保護者や教職員、幼児児童生徒向けの研修会を行う。

②早期発見

【日々の観察】
○いじめと思われるすべてのものに対応する。
○幼児児童生徒との信頼関係を築きながら、小さな変化や危険なサインを見逃さないように努める。
○授業中だけでなく、休み時間や昼休みも幼児児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。

【教育相談】
○教育相談体制を活用しながら、幼児児童生徒や保護者が気軽に相談できる関係づくりに努める。
○定期的な教育相談週間を設けて、全幼児児童生徒を対象とした教育相談を実施する。

【定期的なアンケート調査等の実施】
○教育相談週間開始前のアンケート調査や、年２回の学校生活アンケート等を実施し、結果からいじめの状況を把握、幼児児童生徒の人間関係把握に努める。

③いじめへの対処

【いじめの正確な実態把握】
○当事者双方、周りの子どもから個々に聴き取りを行い、記録する。
○関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
○ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

【いじめ防止対策委員会の開催】
○指導のねらいを明確にする。
○全ての教職員の共通理解を図る。
○対応する教職員の役割分担を考える。
○教育委員会、関係機関との連携を図る。

【子どもへの指導・支援】
○被害幼児児童生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
○加害幼児児童生徒に相手が苦しみや痛みを感じていることを理解させ、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識、遵法精神をもたせる。

【保護者との連携】
○直接会って、具体的な対策を説明する。
○協力を求め、今後の学校との連携方法を確認する。

【以後の対応】
○継続的に指導や支援を行う。
○カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
○心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。